

## 令和8年度の母子保健関係の取組方向について

## ● 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを活用した体制づくりを行います。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につながられるよう、引き続きSNSを活用した相談支援を行います。
- ・居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動に係る交通費等の助成を行い、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。
- ・新生児マス・スクリーニング検査について、公費負担で実施している20疾患に加え、国の実証事業を活用して2つの希少難治性疾患を対象とした拡大マス・スクリーニング検査に係る費用負担を引き続き実施します。
- ・新生児聴覚検査体制の強化を図るため、引き続き県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有を行います。また、軽中度難聴児に係る補聴器等購入助成、小規模産科医療機関等への聴覚検査機器購入補助を行い、支援の充実を図ります。
- ・さまざまな悩みを抱える妊産婦の不安解消を図るため、引き続き「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を実施し、心身のケアや育児サポートなどの支援を行います。また、市町が実施している産後ケア等の円滑な実施に向けて支援を行います。
- ・引き続き、育児への負担感が大きいとされている多胎児家庭に対し、多胎児家庭特有の孤立感や育児不安などによる精神的負担の軽減につなげるため、交流会等による広域支援を実施します。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、CDRによる検証を引き続き実施し、これまでの検証で得られた知見や、提言された予防策を各部局と共有し、取組を進めます。
- ・集団生活を営むうえで必要な社会性の発達を確認する5歳児健診について、県内市町での取組が進むよう、市町担当者への研修を実施するとともに、健診実施に必要な医師を確保することが困難な市町に対する医師派遣への支援や、派遣医師への研修を実施します。
- ・県内の妊娠と薬情報センター拠点病院において、基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対し、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を行います。

## ● 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、引き続き「三重県不妊専門相談センター」において、電話相談や面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポー

ターを活用した当事者同士の交流会を開催します。

- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用外の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、妊娠率の向上と流産率の低下が期待できる治療について、すべての市町で補助対象となるよう働きかけます。また、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
- ・不妊治療と仕事の両立に向けて、引き続き、不妊治療に関する正しい知識の普及や理解促進のためのセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターの養成に取り組みます。
- ・小児および思春期・若年（AYA 世代）でがんと診断された方が、妊孕性温存治療に取り組む際の費用を引き続き助成します。

## ● 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・発達段階や年齢に応じた、啓発パンフレットを小中高等学校や大学等に配布するなど、包括的性教育につなげる取組を推進します。
- ・若者が健康管理の大切さを学ぶとともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けることができるよう、プレコンセプションケアに関するセミナーと、健康な体づくりに向けた検査および医師からのアドバイスを一体とした事業を実施します。
- ・国が示すプレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、市町におけるプレコンセプションケアの普及に係る人材（プレコンサポーター）の養成や性と健康の相談センター事業の活用を促し、ライフプラン教育や思春期教室・相談事業の実施を推進します。
- ・引き続き、養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を開催します。
- ・若い世代が、性や健康・妊娠に関する正しい知識を身に付けることができるよう、大学や企業での講座に加え、ホームページでの情報提供を推進します。
- ・思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠等に悩みを抱える若年層の相談に対応するため、引き続き「妊娠 SOS みえ」による電話および SNS 相談を行うとともに、医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助など、必要な支援につなげる取組を実施します。また、相談窓口の周知に取り組みます。

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦等本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
  - ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊産婦等の妊婦健診等を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

- ◆ 対象者  
自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上**の移動時間を要する妊産婦等（自己都合で特定の医療機関等を選択する場合は助成の対象外）
- ◆ 内容（①②：出産、③～⑤：妊婦健診、⑥：産婦健診、⑦：産後ケア、⑧：乳幼児健診、⑨：不妊治療）
  - ① **最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上**の移動が必要な場合  
**最寄りの分娩取扱施設**※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）
  - ② **最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センターまで概ね60分以上**の移動が必要な場合  
 最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。
  - ③ **最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等まで概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（上限14回）
  - ④ 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、**最寄りの周産期母子医療センター等まで概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（上限14回）
  - ⑤ **妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上**の移動を要する妊婦（上限7回）
  - ⑥ **最寄りの産婦健診を受診できる医療機関等（分娩をした医療機関・助産所等）まで概ね60分以上**の移動時間を要する産婦（上限2回）
  - ⑦ **最寄りの産後ケア事業実施施設まで概ね60分以上**の移動時間を要する母子（上限7回）
  - ⑧ **最寄りの乳幼児健診を受診できる医療機関等まで概ね60分以上**の移動時間を要する母子（上限6回※）  
 ※1か月児健診、3～6か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診が助成対象。
  - ⑨ **最寄りの不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関）まで概ね60分以上**の移動時間を要する夫婦（事実婚含む）  
 （上限10回※）※保険適用の対象となる「生殖補助医療」及び「男性不妊治療」が助成対象。男性不妊治療は上限5回。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2  
 （都道府県1/4、市町村1/4）  
 ※都道府県からの間接補助による交付
- ◆ 補助基準額：1,022千円（1自治体あたり）  
 ※⑥～⑨の合計額

補助単価

- ① 交通費（往復分）：**移動に要した費用**（タクシー移動（**出産及び妊婦健診のみ対象**）の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**8割**を助成（※2割は自己負担）
- ② 宿泊費（上限14泊）：**宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）  
 ※**出産のみ対象**

# 三重県における5歳児健診の取組について

## 5歳児健診の概要 <根拠法令：母子保健法第13条、実施主体：市町>

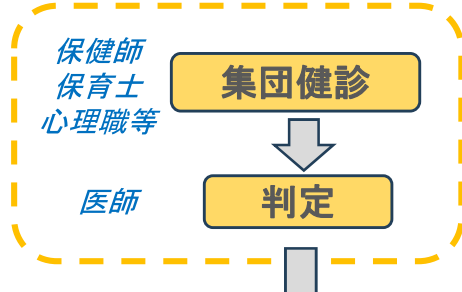
- ・こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。
- ・特徴としては、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち振る舞い等を評価して、社会的な発達の状況を把握する。
- ・国は、令和10年度を目処に、5歳児健診の全国展開をめざし、実施促進のため、市町村における、実施費用にかかる補助制度（要件：集団健診の判定に医師が参加）の創設や、実施マニュアル作成等の支援。
- ・都道府県に求められる役割は、市町村の体制整備の支援、医師や専門家確保に向けた広域的な調整、保育士や保健師等支援者への研修等

### 市町の取組

#### 5歳児健診実施状況

- ・令和6年度 8市町（うち、国の補助制度を活用 0）
- ・令和7年度 10市町（うち、国の補助制度を活用 4市）
- ・令和8年度 15市町（うち、国の補助制度を活用 11市町）※予定

#### 健診の実施体制



課題
実施手順・マニュアル等の不足
健診実施体制の整備
専門職の確保

※5歳児健康診査実施状況アンケートより (R7.6)

支援

### 県の取組

#### 健診の実施に向けた県の支援策

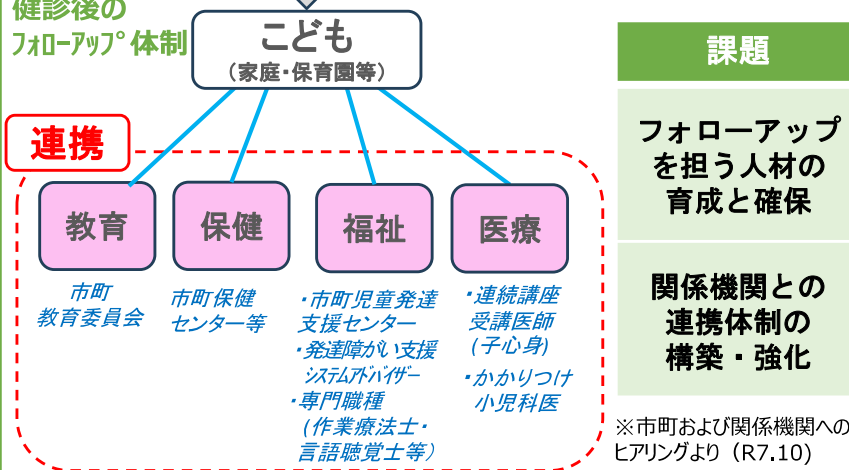
##### 【現状】

- ・母子保健体制構築アドバイザー派遣を通じた体制整備等の助言
- ・先進事例等を学ぶ研修会の実施
- ・三重県版5歳児健診ガイドラインの作成

##### 【今後の取組】

- ・5歳児健診コンソーシアム（医師・行政・教育関係等で構成）による医師派遣の仕組み（派遣に必要な研修・経費支援）
- ・5歳児健診実施に向けた実践的な研修会（グループワーク）

#### 健診後のフォローアップ体制



課題
フォローアップを担う人材の育成と確保
関係機関との連携体制の構築・強化

※市町および関係機関へのヒアリングより (R7.10)

支援

#### 健診後のフォローアップに向けた県の支援策

##### 【現状】

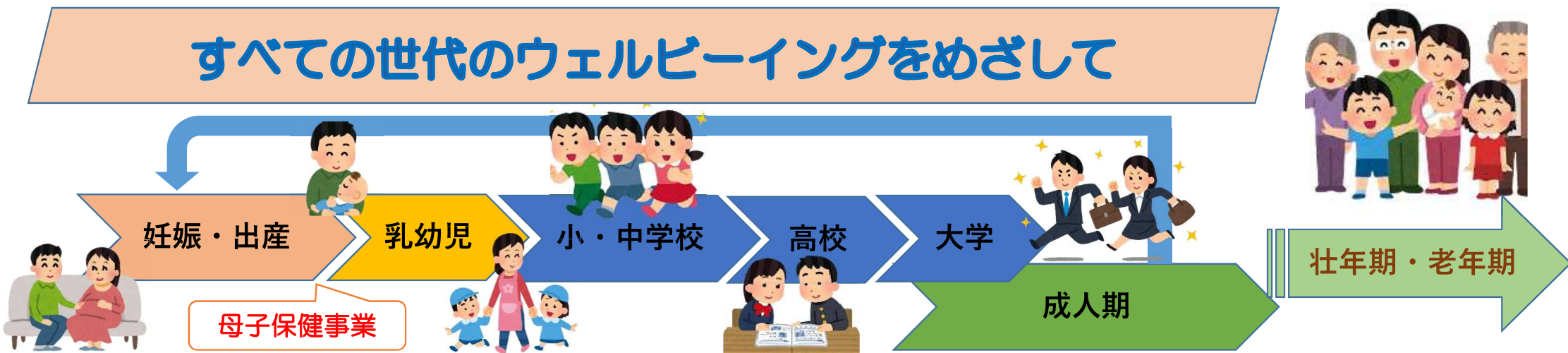
- ・市町保健師等を対象としたフォローアップに特化した研修実施
- ・発達障がい連続講座（子ども心身発達医療センター）を受講した医師への協力依頼






##### 【今後の取組】

- ・新たな人材（作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等）の活用に向けて関係団体との意見交換
- ・5歳児健診アドバイザーを本庁に配置し、市町を巡回して体制の整備・強化を支援
- ・「CLMと個別の指導計画」の5歳児健診での更なる活用

# 令和8年度 プレコンセプションケア推進事業

すべての世代のウェルビーイングをめざして



	小学校	中学校・高校	大学・成人期
県の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>「『未来の自分へのプレゼント』を考えてみよう」パンフレットの作成、配布</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>「思春期のみんなに知ってほしいライフプラン」パンフレット、「知りたい!ココロとカラダのQ&amp;A」カードの作成配布</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ライフプランについて考えてみよう」パンフレット、「大学生・社会人の皆様へ」リーフレットの作成、配布</li> <li>ライフプラン教育アドバイザー派遣事業 (講師を県産婦人科医会から派遣)</li> <li>将来の妊娠・出産を考える若い世代に向けた、<b>プレコンセミナー・プレコン健診事業開始</b></li> </ul>   
	<p><b>プレコンWebコンテンツの開設</b> ・HP上にプレコンの説明動画やパンフレットのデータを掲載し、広く周知啓発を行う</p>		

# 令和8年度 プレコンセプションケア推進事業

## 令和8年度事業 プレコンセミナー・プレコン健診事業

将来の妊娠・出産を考える若い世代が、自らの健康に目を向け、プレコンセプションケアへの取組や産婦人科受診のきっかけとなるよう、妊娠・出産や生活習慣、知っておきたい検査値等に関するセミナーを開催します。

さらにセミナー受講者を対象に、健康な体づくりに向けた検査及び医師からのアドバイスを一体として実施することで、妊娠・出産に向けた健康管理の促進を図ります。



◎対象：これから妊娠・出産を考える方（パートナーの有無は問わない）

◎対象年齢：18歳以上の方

◎医療機関受診※にかかる費用負担（案）：女性は30,000円、男性は20,000円を上限に設定予定

※初診料、アドバイス含む

◎検査項目：産婦人科医会等と調整



【セミナー受講から助成までのイメージ】

